

2 3 安全・安心に暮らせる地域づくり

3 基本施策3-1 防災・防犯体制の充実

8 市民一人ひとりが安全・安心に暮らすために、日頃からの備えを行うことで、災害時に安全
9 に避難ができ、必要な支援が受けられる体制を地域ぐるみでつくる必要があります。

10 また、避難行動要支援者名簿の登録や個別支援プランの作成、福祉避難所の設置など、災害
11 時における避難行動要支援者の支援体制の充実に取り組みます。

12 さらに、地域や関係機関・団体と連携しながら、見守り等による防犯体制の強化を図ります。

14 <<現状>>

- 15 ●災害時の避難に支援が必要な人については、本人の同意を得て、避難行動要支援者名簿に
16 登録し、区長および民生委員・児童委員に提供するとともに、個別支援プランの作成を進
17 めています。
- 18 ●災害時に要配慮者および避難行動要支援者を守るため、湖南省防災マップを基に行政区単
19 位の防災計画の作成を進めています。
- 20 ●高齢者や障がいのある人、療養中の人などが安心して避難できるよう、福祉避難所の確保
21 に努めています。
- 22 ●ひとり暮らしの高齢者などが急病時に救急隊などに医療情報を伝える「命のバトン」の普
23 及に区・自治会が取り組んでいます。
- 24 ●気象情報や災害情報等を伝えるメール配信サービスを実施しています。
- 25 ●児童・生徒の通学路について、PTAによる安全点検で確認された危険箇所を関係機関との
26 通学路等安全推進会議で危険度について協議しています。会議後は、現地で合同点検を実
27 施しています。

29 <<課題>>

- 30 ●避難行動要支援者名簿の対象者のなかには文書で通知するだけでは制度の趣旨を理解す
31 ることが難しく同意に結びつきにくい人もいるため、介護支援専門員（以下「ケアマネジ
32 ャー」という。）など身近な支援者の協力を得て同意を促す必要があります。
- 33 ●災害への対応については、障がい者や外国人住民への配慮が必要です。
- 34 ●行政区ごとの防災計画の作成を進めるには、作成のノウハウの共有など支援が必要です。
- 35 ●福祉避難所について、必要性や役割が十分に浸透していないため、周知が必要です。
- 36 ●「命のバトン」の普及が進んでいますが、対象が区・自治会加入世帯となっているため利
37 用が限定されています。
- 38 ●地域住民による登下校時の見守り活動や通学路の安全点検活動が定着していますが、スク
39 ールガードの登録者数が減少傾向にあり、担い手の確保が必要です。

1 << 施策の進捗を測る指標 >>

取組 主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	地区防災計画を作成済みの行政区数	20区	43区
	防災士の登録者数	268人	328人
	スクールガード登録者数	879人	1,000人
社協	災害ボランティアセンターの運営協力者数	35人	60人

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

施策：①防災・減災の推進 ②避難行動要支援者の支援
③地域防犯体制の推進

7 << 施策・取組 >>

■■ 市民・企業に期待すること ■■

- ①災害時に適切に避難できるように、日頃から備えるとともに、災害情報や気象情報の把握に努めましょう。
- ②地域において、災害時に避難が必要な人を把握するとともに、避難時に隣近所で助け合える関係づくりを進めましょう。
- ③登下校時の見守り等に協力し地域の防犯力を高めましょう。

■■ 福祉事業所に期待すること ■■

- ①地域との協働による防災訓練など、災害時に適切に避難できるように備えましょう。
- ②日常生活に支援が必要な人が安心して避難できるよう、福祉避難所として協力しましょう。
- ③地域と連携して見守り活動等に積極的に取り組みましょう。

■■ 社協が取り組むこと ■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○災害ボランティア養成講座を開催し、災害ボランティアへの登録を推進します。 ○災害発生時に災害ボランティアセンターの設置・運営、ボランティアの受け入れやコーディネートを円滑に行えるよう、定期的に設置運営訓練を実施します。	・災害ボランティア養成講座 ・災ボラカフェ ・災害ボランティアセンター設置運営訓練
②	○災害ボランティアセンター設置運営訓練時に、災害ボランティアが災害時要配慮者を訪問して、情報提供とヒアリングを行い、平常時からつながる体制づくりに努めます。また、継続した生活の状況確認を行います。	・災害ボランティアセンターのニーズ班活動訓練 ・避難所運営の協力
③	○市、地域や関係団体と連携して、見守り活動や啓発情報の発信に取り組み、防犯意識の向上を図ります。	・広報紙等による情報提供 ・社会を明るくする運動への参画

■■ 市が取り組むこと ■■

項目	施策の方向	主な取組
①	<p>○市民の防災・減災意識の向上のための啓発に取り組みます。</p> <p>○地域における災害時対応のしくみ・体制づくりのため、地区防災計画や防災マップの作成支援、防災士の養成と活躍の場づくりに努めます。</p> <p>○障がい者や外国人住民などにも配慮し、災害時の情報提供体制の整備に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座 ・自主防災組織活動への支援 ・避難訓練の実施と促進 ・防災士の養成
②	<p>○ケアマネジャーなどの専門職の協力を得て、避難行動要支援者名簿の登録および個別支援プランの作成を促進します。</p> <p>○地域で災害時要配慮者を支援するため、避難訓練の実施や自主防災組織等による協働体制の構築を推進します。</p> <p>○災害時要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難所での生活などにおいてきめ細かな福祉的配慮を行います。</p> <p>○避難行動要支援者数等に対応した福祉避難所の適切な設置数の確保と機能の整備に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿への登録および個別支援プランの作成の促進 ・自主防災組織の活動強化 ・福祉避難所の確保
③	<p>○更生保護関係者や民生委員・児童委員、関係団体と連携して、犯罪や非行のない地域づくりを進めます。</p> <p>○防犯パトロールやスクールガードによる登下校時の見守り活動を促進するとともに、市民との協働による通学路の安全点検に取り組みます。</p> <p>○メール配信サービスにより不審者情報や災害時緊急情報を配信するほか、特殊詐欺等の消費者被害にあわないよう啓発に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全なまちづくり自主活動支援事業補助金 ・スクールガードによる見守りの推進 ・社会を明るくする運動 ・消費者教育チラシの発行

基本施策3-2 困難を抱える人への支援の充実

社会経済情勢の変化や、多様化する社会の中で、障がいや認知症を抱える人やその家族、生活困窮者などに加え、老々介護やダブルケア、8050問題やひきこもり、子どもの貧困やヤングケアラーなど、生きづらさや生活上の課題を抱える人がいます。

複雑化・複合化する課題に対し、様々な方法で支援をするとともに、困難を抱える人が社会の中で孤立することなく自立して生活できるよう、包括的な相談支援の充実を図ります。

《現状》

- 甲賀・湖南成年後見センターぱんじーが、権利擁護支援について多様な相談に応じています。
- 社会福祉協議会において地域福祉権利擁護事業を実施し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理をサポートしています。
- 各分野における虐待を防止するため、関係機関による会議を開き、協議や情報共有を行っています。
- 生活困窮者自立相談支援事業により、経済的または生活上の課題を抱えている人の相談を受けています。また、働き暮らし応援センターやチャンスワークこなんと連携して就労支援を行っています。
- 中学校区ごとに子ども家庭総合センターを設置し、子育てに対する相談支援の体制づくりを進めています。
- 児童虐待等については、家庭児童相談室と県子ども家庭相談センターが連携し、個別の対応を行っています。
- 多様化する保育ニーズへの対応のため、支えあい・助け合いによる育児援助事業を実施しています。
- 経済的に困窮する家庭の子ども孤食防止や居場所づくりのため、市内の4か所で子ども食堂が運営されています。
- 発達に支援の必要な人に対し、乳幼児期から就労期までライフステージに応じて、関係機関の連携による発達支援に取り組んでいます。
- 障がい福祉サービスを必要とする人に、必要なときに必要なサービスを利用しただけよう、相談支援やサービスの提供に努めています。
- 市役所窓口到手話通訳者を配置するほか、手話通訳養成講座を実施しています。
- 公共施設にアール・ブリュット作品を展示することにより、障がい者の創作活動の支援と障がい者理解の推進に努めています。
- ひきこもりについては、市内の社会福祉法人が、アウトリーチによる相談支援や生活訓練の場を設けて支援しています。また、様々な支援者や関係機関による協議の場を持ち、甲賀圏域における支援の在り方等の検討が行われています。
- 滋賀県の再犯率は46%（令和2年）と全国平均を少し下回るものの、検挙される者の半数が再犯者となっており、本市においても、保護司や更生保護女性会などによる更生保護活動が行われています。

1 << 施策の進捗を測る指標 >>

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	成年後見制度利用者数	132人	170人
	ファミリー・サポート・センター利用者数	14人	20人
	ひきこもり支援のプラットフォームづくり	未	済
社協	地域福祉権利擁護事業の利用者数	65人	85人
	フードドライブ事業の協力企業・団体数	13社	25社

2
3
4 **施 策：①権利擁護の推進 ②生活困窮者への支援 ③子どもや子育てへの支援**
5 **④障がいのある人やその家族の支援 ⑤ひきこもりへの支援 ⑥再犯防止の推進**

6
7
8 << 施策・取組 >>

9 ■■ 市民・企業に期待すること ■■

- 10 ①成年後見制度や権利擁護について理解を
11 深め、身近に支援を必要とする人がいた
12 ら、相談窓口につなげましょう。
- 13 ②企業等は、就労に課題のある人の就労体験
14 の受け入れに努めましょう。
- 15 ③子どもや子育て中の家庭を地域で見守り、
16 集いの場などで交流しましょう。
- 17 ④障がいの特性に合わせた就労や社会参加
18 ができるよう配慮を行いましょ。
- 19 ⑤ひきこもりや地域で孤立している人に気
20 づいたら、市や民生委員等に相談しまし
21 ょう。
- 22 ⑥刑務所出所者への理解や社会復帰の支援
23 に努めましょう。

9 ■■ 福祉事業所に期待すること ■■

- 10 ①成年後見制度の利用が必要と思われる人
11 やその家族の権利を守る取組を進めま
12 しょう。
- 13 ②利用者やその家族が複合的な課題を抱え
14 ている場合、関係機関と連携し、課題解決
15 に向けて取り組みましょ。
- 16 ③子どもや子育て世帯を地域で見守る活動
17 に協力しましょ。
- 18 ④障がいのある人や家族の相談に応じ、就労
19 などの支援を行いましょ。
- 20 ⑤ひきこもりや地域で孤立している人に気
21 づいたら、関係機関と連携し、課題解決に
22 に向けて取り組みましょ。
- 23 ⑥刑務所出所者が自立した生活を送れるよ
24 う、関係機関と連携して支援しましょ。

1
2

■■ 社協が取り組むこと ■■

項目	施策の方向	主な取組
①	<p>○地域福祉権利擁護事業の周知を行うとともに、専門員や生活支援員の資質向上など支援体制の強化に努めます。</p> <p>○甲賀・湖南成年後見センターばんじーや市と連携し、成年後見制度に関する情報提供や利用支援に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉権利擁護事業 ・成年後見制度の利用支援
②	<p>○各種相談や事業において生活相談を行い、必要に応じて生活福祉金の貸付や就労支援等へつなげます。</p> <p>○フードドライブ事業について、市民や企業などに広く協力を呼びかけ、必要とする人への食料支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家計改善支援事業 ・生活福祉資金貸付相談 ・フードドライブ事業
③	<p>○身近な公共施設等で子育て中の親子の交流の場づくりや、地域での見守り活動の推進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未就園児の子と親を対象とするすずめの学校
④	<p>○障がいのある人やその家族の交流を図り、見守りの促進や相談支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者相談支援事業
⑤	<p>○ひきこもりや地域で孤立している人が社会参加できるよう、集いの場などにつなげる取り組みを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の情報提供と参加支援
⑥	<p>○市や保護司等と連携して、更生保護への理解促進と再犯防止を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会を明るくする運動へ参画

3
4
5

■■ 市が取り組むこと ■■

項目	施策の方向	主な取組
①	<p>○令和3年10月に甲賀市と共に策定した「甲賀圏域権利擁護支援推進計画」に基づき、自らの権利を行使することが難しく日常生活等に支障のある認知症高齢者や障がい者の意思と権利を尊重し、本人が主体的に生活できるよう必要な支援を行います。</p> <p>○中核機関や専門職との連携のもと、適切な虐待対応と権利擁護支援の充実を図ります。</p> <p>【成年後見制度利用促進計画】</p> <p>必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の3点を柱に、次の取組を行います。</p> <p><中核機関の整備></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中核機関の設置 ・権利擁護支援(アセスメント)会議 ・協議会の設置・運営 ・チーム支援のしくみづくり ・市長申立ての促進 ・成年後見制度利用促進事業 ・後見人候補者調整の仕組みづくり ・親族後見人懇談会 ・相談支援従事者向け研修会 ・行政職員および医療・福祉等従事者に対する研修会

	<p>○甲賀・湖南成年後見センターばんじーを中核機関と定め、その機能と役割が果たされるよう体制の充実に努めます。</p> <p><相談支援></p> <p>○成年後見制度等の利用など適切な支援内容等の検討（アセスメント）を行う権利擁護支援会議を開催し、支援の必要な人を早期に発見し支援が届く仕組みを整備します。</p> <p>○中核機関は、地域包括支援センターやケアマネジャー、障がい分野の相談支援員、市の窓口担当職員等の一次相談窓口との役割を明確にしながら、二次相談窓口として、円滑な成年後見制度の利用につながるよう相談支援を行います。</p> <p><連携ネットワーク（チーム・協議会等）></p> <p>○親族、一次相談窓口職員、福祉・医療・地域等の関係者および専門職後見人で編成するチームによる日常的な見守りや支援を行い、中核機関はチーム編成や専門的助言等の支援に努めます。</p> <p>○司法、医療、保健、福祉の専門職団体や関係機関で構成する協議会を設置し、地域課題の検討・調整・解決やチームへの適切なバックアップを行うことで、多職種間の連携を強化します。協議会の事務局機能を中核機関が担います。</p> <p>○中核機関は、家庭裁判所や地域福祉権利擁護事業および生活困窮者自立支援事業を担う機関との連携に努めます。</p> <p><成年後見制度利用支援></p> <p>○利用者がメリットを実感できる制度にするため、市は成年後見制度利用支援事業の充実に、中核機関は適正な後見人の選任および後見人等をはじめとするあらゆる関係者に対する意思決定支援の普及を図ります。</p> <p><後見人等支援></p> <p>○専門職後見人が孤立しないよう、中核機関はチームによる支援のコーディネートや助言等の支援を行います。また、親族後見人同士の交流や相談支援を行います。</p> <p><広報・啓発></p> <p>○成年後見制度の内容や利用方法について、市民を対象としたセミナーの開催や、パンフレット、広報誌やホームページ等を活用した周知・啓発に努めます。</p> <p><受任者不足の解消></p> <p>○成年後見センターばんじー以外の法人後見実施機関の拡大や、市民後見人の養成と活動の支援体制のあり方について検討を進めます。</p>	<p>・市民向け権利擁護セミナー</p>
②	<p>○生活困窮者自立支援制度の各種事業により、住居の確保、就労支援や子どもの居場所づくり等の支援を行います。</p>	<p>・住居確保給付金</p> <p>・就労準備支援事業</p> <p>・子どもの学習支援事業</p>

	<p>○生活困窮者の相談窓口の周知を図るとともに、民生委員・児童委員やライフライン事業者、各分野の相談支援機関との連携や庁内関連部署間の連携を強化し、支援を必要とする人の把握に努め、相談支援の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一時生活支援事業 ・家計改善支援事業 ・子ども食堂の普及 ・支援調整会議 ・庁内連携会議の定期的開催
③	<p>○子育てサークルの育成やネットワークづくり、身近な地域で気軽に集まれる場づくりや、子育て支援情報の提供の充実を進め、子育て世帯の孤立防止に努めます。</p> <p>○子育てに支援が必要な家庭に対し、子ども家庭総合センター、子育て応援サポートセンター等が連携して、妊娠期からの切れ目のない支援の充実を図ります。</p> <p>○子育て支援ボランティアの育成や助け合い・支えあいによる子育て支援の仕組みを充実します。</p> <p>○要保護児童対策地域協議会などにおいて関係機関との連携を強化し、児童虐待の防止および早期発見と早期の適切な対応に努めます。</p> <p>○障がいの有無を問わず、子どもが放課後や長期休業時に安心して活動できる居場所づくりに努めます。</p> <p>○ひとり親世帯など経済的に困窮する世帯に対して、就労支援や子どもの居場所づくりに取り組みます。</p> <p>○民生委員・児童委員をはじめ、ケアマネジャーや学校等との連携により、ダブルケアやヤングケアラー等、課題を抱える家庭の把握と支援に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭総合センター、子育て応援サポートセンターおよび子育て支援センターの設置 ・つどいの広場 ・母子父子自立支援プログラムの策定 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・親子プレイステーション ・(再掲)子ども食堂の普及や子どもの学習支援事業
④	<p>○障がい福祉サービスの利用、コミュニケーション支援、就労や社会参加、災害時の支援体制の構築など、障がい者が安心して、自分らしく毎日の生活を送れるように支援を行います。</p> <p>○一人ひとりの発達・成長を支援するため、関係機関の縦と横の連携をよりいっそう強化して、発達支援システムの更なる充実に努めます。</p> <p>○障害者差別解消法の周知を行い、差別の禁止や合理的配慮の啓発を行うとともに、地域における障がい者と市民の日常的な交流を促進し、障がい者への理解と尊厳の保持に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)避難行動要支援者名簿登録および災害時の個別支援プランの作成 ・障がい者スポーツの普及 ・障がい者就労情報センター ・専任手話通訳者の設置と手話通訳養成講座 ・発達支援システム ・(再掲)インクルーシブ教育
⑤	<p>○ひきこもりやニート、不登校の人など支援を必要とする人の把握に努めます。</p> <p>○民生委員・児童委員や市民への、ひきこもりに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員への研修 ・出前講座 ・アウトリーチによる相談支援

	<p>○アウトリーチを通じた継続的な伴走支援を行います。</p> <p>○ひきこもり等支援の課題の共有や参加支援等のサービス創出に向けた協議の場を、市が主体となって組織・運営していきます。</p> <p>○不登校児童・生徒の情報について関係機関により共有を図り、適切な支援に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)ひきこもり支援のプラットフォームづくり ・不登校ネット担当者会議
<p>⑥</p>	<p>【再犯防止推進計画】</p> <p>○社会を明るくする運動などによる啓発や防犯パトロールの実施により、犯罪や非行を起こしにくい安全・安心な地域づくりを推進します。また、市民になじみの薄い再犯防止や、犯罪や非行歴のある人の社会復帰支援の重要性について、理解を促進するための広報・啓発に取り組みます。</p> <p>○刑務所出所者等の社会復帰に向け、就労、住居の確保や、保健医療・福祉サービスの利用等、関係機関と連携しながら包括的な支援に努めます。</p> <p>○非行歴のある少年の立ち直りを支援するため、学校、児童相談所や警察等の関係機関との連携を図り、非行の未然防止や、継続した学びの支援等に努めます。</p> <p>○保護司や更生保護女性会等の更生保護活動の支援と活動の周知を行います。</p> <p>○保護司等の更生保護の支援者や団体と、民生委員・児童委員や社会福祉協議会との連携を図ります。</p> <p>○保健所と連携し、薬物依存症に関する相談支援の充実を図るとともに、薬物乱用の防止に向け、児童・生徒への啓発・教育を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会を明るくする運動 ・重層的支援会議 ・地域定着支援センターとの連携 ・保護司会・更生保護女性会への活動補助金 ・協力雇用主制度の周知

基本施策3-3 健やかに暮らし続けるための取組の推進

住み慣れた地域で暮らすためには、誰もが役割と生きがいを持ち、心身ともに健康であることが大切です。地域における居場所づくりや生活支援のしくみづくりとともに、フレイル予防をはじめとする健康づくりや認知症対策、感染症対策など、健やかに暮らすための支援に努めます。

《現状》

- 区・自治会や有志により、高齢者の居場所づくりや介護予防を目的として、安心応援ハウスやいきいき百歳体操が実施されています。
- 高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等による生活支援サービスが広がりつつあります。
- 認知症の人や家族、地域住民に、認知症に対する正しい知識と理解の取得を目的に啓発講座を開催しています。
- 学校や企業、老人クラブやサロン等の集いの場において認知症サポーター養成講座を実施しています。
- 「健康こなん21計画（第2次）」に基づき、すべての市民が生涯にわたり健康を維持・増進し、豊かな生活を営むことができるよう、健康づくり事業や保健事業を推進しています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの地域活動が休止されました。

《課題》

- 高齢者の様々なニーズに応えられるよう、多様な担い手による生活支援サービスを充実させることが必要です。
- 認知症サポーターの養成など、一人でも多くの市民に認知症に対する正しい知識と理解を持ってもらうための取組が必要です。
- フレイル予防を推進するため、感染症対策を行いながら、いきいき百歳体操等を継続できる取組が必要です。また、未実施地区での取組を働きかけることが必要です。
- 感染症流行時においても地域活動や交流を継続できるよう、インターネットの活用など、直接会わなくても交流できる方法を工夫することが必要です。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	地域の通いの場の箇所数	65箇所	80箇所
	認知症サポーターの年間受講者数	450人	500人
	住民による生活支援サービスの仕組みを作った地域まちづくり協議会の数	2まち協	7まち協
社協	ボランティアグループのオンラインでの交流事業実施回数	0回	4回

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24

**施策：①身近な集いの場づくり ②認知症対策の推進 ③健康づくり・フレイル予防の推進
④地域における生活支援の仕組みづくり ⑤感染症対策の推進**

6 <<施策・取組>>

7 ■■市民・企業に期待すること■■

- 8 ①自分に合った集いの場に参加しましょう。
9 ②認知症に対する正しい知識を身につけま
10 しょう。
11 ③フレイルを予防するため、積極的に外出や
12 交流の場へ参加するよう心がけましょ
13 う。
14 ④地域の助け合いのできる生活支援に取り
15 組みましょう。
16 ⑤市民は、マスク・消毒などの身近な感染症
17 対策に取り組ましましょう。企業におい
18 ても、日頃から感染症に関する情報収集や備
19 蓄、また、新しい生活様式に沿った働き方
20 や職場環境の取組に努めましょう。

7 ■■福祉事業所に期待すること■■

- 8 ①地域における居場所づくりや健康づくり
9 の場の提供などに協力しましょう。
10 ②③ノウハウや知識を活用し、地域住民の認
11 知症やフレイル予防等の学習に協力しま
12 しょう。
13 ④地域のニーズに応じて、生活支援サービ
14 スの提供に努めましょう。
15 ⑤利用者が新しい生活様式に沿って安心し
16 てサービスが利用できるよう、職員や事業
17 所の衛生管理を徹底し、感染症の拡大防止
18 に努めましょう。

23 ■■社協が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○市民が地域に出かけ、そこで同じ興味を持つ人同士が集える場、教室等への参加ができるようにつなげていきます。	・集う場へ参加するきっかけづくり
②	○サロンなど様々な場面を通じて認知症に関する情報提供に努め、認知症予防や認知症への理解促進に努めます。	・出前講座
③	○市民が興味のある活動や得意なことを行うことにより、やりがいや生きがいを持ち、地域で活躍できるよう支援に努めます。また、健康意識の向上やフレイル予防のため、健康づくりに関する情報の発信や意識啓発に努めます。	・活動のコーディネートやボランティア活動の推進
④	○生活支援サポーターを養成し、地域での声かけ・見守りに取り組むとともに、地域における住民主体の生活支援の取り組みを支援します	・ふれあい給食サービス ・生活支援サポーター事業 ・生活支援体制整備事業
⑤	○感染症等による地域停滞状態から脱却するため、地域でつながりを持ち続けるように努めます。	・新しいつながり方の情報提供 ・オンラインによる交流促進

■■市が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○健康づくりや趣味、ボランティアなど、身近な地域での多様な集いの場づくりを促進します。	・安心応援ハウスやいきいき百歳体操等地域の通いの場の拡充
②	○認知症サポーター養成講座の実施等、認知症について正しい理解を深め、認知症の人を地域全体で見守る体制づくりを進めます。 ○認知症カフェや相談会の開催による本人や介護者の相談および集える居場所づくりの支援を行います。 ○認知症の人が行方不明になったときに、ICT機器も活用した早期発見のしくみづくりの整備と強化に努めます。 ○若年性認知症の人や家族に対し、医療と福祉、就労等の関係機関が連携し、包括的な支援に努めます。	・認知症サポーターおよびキャラバンメイトの養成 ・認知症地域支援推進員の設置 ・認知症地域支援推進事業 ・おかえりネットワーク ・徘徊高齢者家族支援サービス
③	○健康寿命の延伸やフレイル予防のため、健康意識の向上と生活習慣の改善を促します。 ○スポーツ、レクリエーション活動やイベントの開催により、障がい者や子どもから高齢者まで参加できる健康志向型のつながりの場づくりを進めます。 ○ボランティアや地域活動への参加、就労による高齢者の生きがいづくりを推進します。	・元気高齢者地域参画事業 ・健康出前講座 ・いきいき百歳体操の普及 ・BIWA-TEKUの利用促進 ・健康まつり ・スポーツフェスティバル ・シルバー人材センター
④	○生活支援サービスの提供体制の構築等を推進するため、市全域および地域まちづくり協議会単位に地域支えあい推進員を設置します。 ○市全域および地域まちづくり協議会を単位とする、住民やNPO、企業、団体等、多様な担い手による生活支援サービスの提供体制の構築を推進します。	・地域支えあい推進員の設置 ・互助による生活支援サービスの仕組みづくり
⑤	○新型コロナウイルス等感染症の情報を的確に提供し、感染状況に合わせて適切に安心して活動できるよう、新しい生活様式に基づく環境づくりに取り組みます。	・迅速な情報提供 ・各種手続きのオンライン化の推進

基本施策 3-4 安心して生活できる環境の整備

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、買い物や通院などが支障なくできるよう、コミュニティバスや移動支援サービスなどの移動手段を確保するとともに、誰もが安全に移動できるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。

また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「住宅セーフティネット法」という。）に基づき、居住に困難を抱える人の居住場所の確保に努めます。

《現状》

- コミュニティバス等の利用について、コロナ禍においては、外出を控えたり密を避けるなどの行動により、利用者が減少しています。
- 高齢者・障がい者等の外出を支援するため、市民や事業者による移動支援サービスや福祉有償運送事業が実施されています。
- 市内3駅のうち、2駅はバリアフリー改修が行われており、石部駅でも改修を進めています。
- 平成29年に住宅セーフティネット法が改正され、低所得者や高齢者、障がい者等の住居の確保が難しい人に対し、入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することが求められています。

《課題》

- コミュニティバスの利用者が減少しており、効率的で持続可能な公共交通手段の確保に努めます。
- 地域の支えあいによる移動支援事業の促進のため、先進事例の取組に学び、実施に向けた課題の整理が必要です。
- 誰にでも利用しやすい公共施設とするために、多言語によるサイン表示などの検討が必要です。
- 民間賃貸住宅等への入居が困難な人に対する保証人等の入居支援や入居後のサポート体制づくりが必要です。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	中型以上のコミュニティバス車両のノンステップ化率	60%	100%
市 社協	地域の支えあいによる移動支援事業を実施する地域まちづくり協議会の数	1まち協	7まち協

**施策：①バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
②移動しやすいまちづくりの推進 ③居住に課題を抱える人への支援**

《施策・取組》

■■市民・企業に期待すること■■

- ①バリアフリーやユニバーサルデザインへの理解を深めましょう。
- ②市民は、コミュニティバスの利用に努めましょう。企業は、市民の移動手段の確保のための事業に協力しましょう。
- ③居住に課題を抱える人がいたら、市や関係機関へつなぎましょう。

■■福祉事業所に期待すること■■

- ①事業所等のバリアフリーやユニバーサルデザイン化に努めましょう。
- ②障がいのある人や高齢者の移動支援について、関係機関と連携して取組を進めましょう。
- ③居住に課題を抱える人がいたら、市や関係機関へつなぎましょう。

■■社協が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○バリアフリーやユニバーサルデザインへの理解向上に取り組めます。	・小・中・高校福祉体験講座
②	○地域の支え合いによる移送サービスの検討について、協議への参加と情報提供を行い、取組みを支援します。	・地域まちづくり協議会での検討支援
③	○居住に不安のある方に対し、生活相談と必要な支援につなげるように努めます。	・生活福祉資金貸付等の生活相談支援

■■市が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○駅や公共施設等のバリアフリー化、多言語によるサイン整備など、ハード・ソフト両面においてユニバーサルデザイン化に取り組めます。	・おもいやり駐車場の設置 ・JR石部駅のバリアフリー化
②	○コミュニティバスやデマンドバスの運行による公共交通の充実に努めます。 ○高齢者や障がい者が安心して買い物や病院に行けるよう、市民の助け合いによる移動支援サービスや福祉有償運送事業の充実に努めます。	・コミュニティバスの運行 ・外出支援サービス事業 ・支え合いによる移動支援サービスの拡充
③	○住宅セーフティネット法の周知・啓発を図り、協力事業者への働きかけを進めます。 ○民間賃貸住宅等について、手続き等が困難な人に対し、居住支援を行います。	・居住サポート事業 ・住宅確保要配慮者支援協議会の設置

4 適切な支援を届けるための体制づくり

基本施策 4-1 包括的な支援体制の構築

制度の狭間や複数の分野にまたがる複雑的・複合的な課題がみられており、必要に応じて複数の部署や関係機関等と連携して包括的な支援に取り組み、支援が必要な人をもらさない仕組みをつくりま

す。生きづらさを抱え社会的に孤立している人などに対し、アウトリーチによる支援、社会参加のきっかけづくりや居場所づくりに取り組みます。

《現状》

- 子ども、高齢者、障がい、生活困窮等の分野を超えた部署が必要に応じて連携し、支援が必要な人をもらさない取組を進めています。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をめざし、関係部署の職員で構成する連携会議で情報共有を行っています。
- 地域包括支援センターの機能強化、日常生活圏域ごとの地域ケア会議の開催等により、地域のニーズにきめ細かく対応する地域包括ケアシステムの推進に努めています。

《課題》

- 各分野の相談支援に従事する職員の問題発見能力の向上を図るさらなる研修が必要です。
- 複雑的・複合的な課題の相談をどの部署で受けて適切な担当部署につなげ、必要な支援を提供する体制づくりのため、関係機関の役割分担や組織的な対応について整理が必要です。
- ひきこもり等、十分に支援の届いていない人に対するアウトリーチによる継続的な伴走的支援の仕組みづくりが必要です。また、多様な社会参加の場づくりも必要です。
- 複雑的・複合的な課題を抱える人の支援にあたり、庁内連携はもとより、民生委員・児童委員等の地域の相談役や司法等の関係者との連携、さらに、商工業・農業等の分野との連携も必要です。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	支援会議の開催回数	0回	6回
	(再掲) ひきこもり支援のプラットフォームづくり	未	済
社協	生活相談の件数	※ 5,182件	250件

※印の数値：コロナウイルス感染症の影響による増加

**施策：①断らない相談支援の構築 ②アウトリーチによる伴走的支援の強化
③参加・就労等の支援 ④関係機関との連携強化**

《施策・取組》

■■市民・企業に期待すること■■

- ①近くに困っている人がいたら、民生委員・児童委員や相談窓口等につなげましょう。
- ②③市民は、ひきこもりや孤立しがちな人を排除しない地域づくりに努めましょう。企業は、就労に課題のある人の受け入れに協力しましょう。
- ④地域に関わる団体や関係機関と協力して、地域生活課題の解決に努めましょう。

■■福祉事業所に期待すること■■

- ①利用者や利用者の家族の困りごとを受け止め、適切な相談機関につなげましょう。
- ②利用者やその家族とのつながりを持ち、継続的な支援につなげましょう。
- ③就労に課題のある人の受け入れに協力しましょう。
- ④関係機関と連携して、地域課題の解決に取り組みましょう。

■■社協が取り組むこと■■

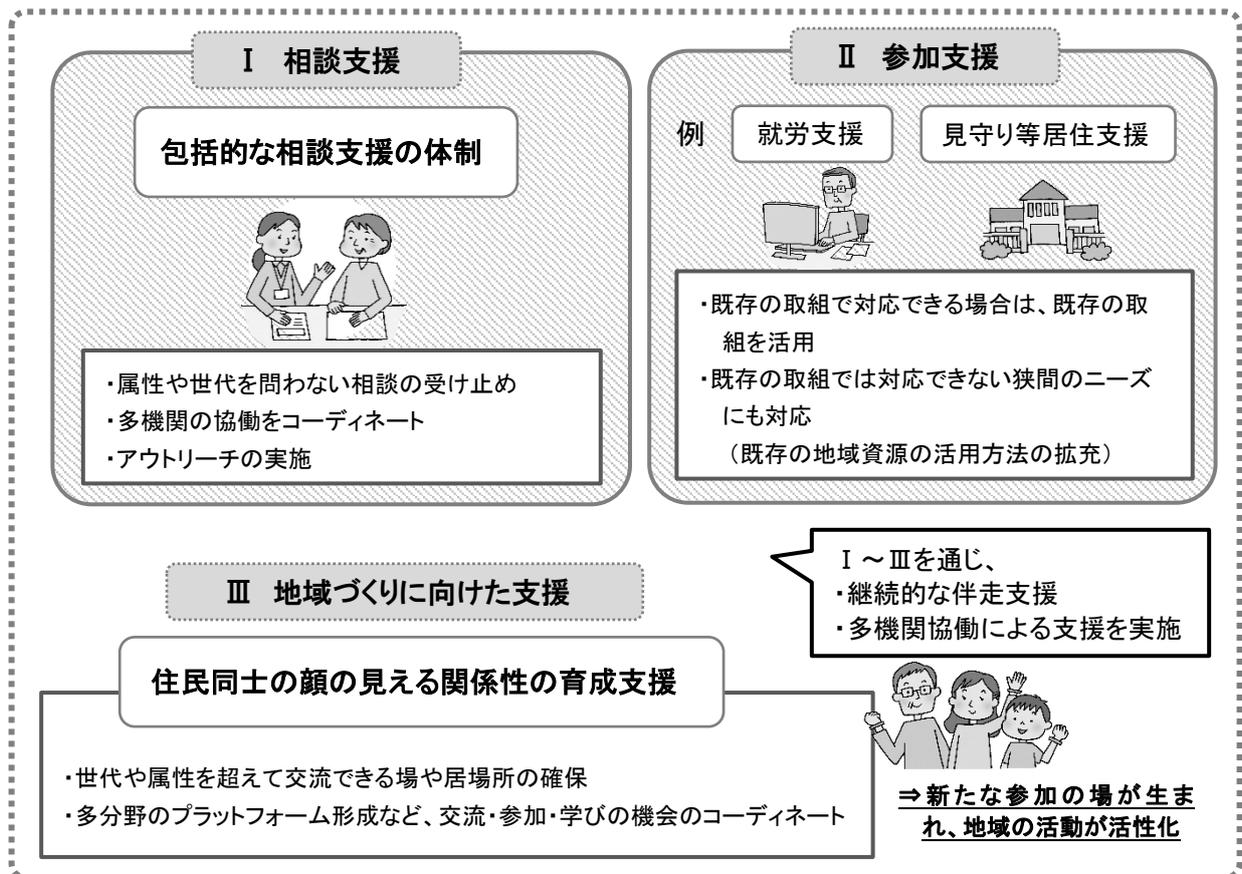
項目	施策の方向	主な取組
①	○権利擁護や生活困窮の相談において、複合的・複雑的な課題の発見に努め、必要に応じ適切な他機関につなぎます。	・生活相談事業
②	○自分から助けを求めることができない人へのアウトリーチによる相談や潜在的ニーズの掘り起こしに取り組みます。	・民生委員・児童委員との連携
③	○ボランティアセンターのコーディネーターが、地域で孤立している人の社会参加のきっかけづくりに取り組みます。	・ボランティアコーディネーターによる地域資源とニーズのマッチング
④	○市や関係機関と連携し、分野を横断したきめ細かい相談支援に努めます。	・障がい児・者サービス調整会議や地域ケア会議等への参加

■■市が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○他分野にまたがる課題の解決に向け、課題の整理や関係機関の役割分担等を行う多機関協働機能を担う部署を設置し、ネットワークの整備と連携強化を進めます。 ○各分野の相談支援の充実と適切につなぐ体制を整え、どの窓口で相談を受けても必要な支援を提供できるよう相談支援体制の強化に努めます。 ○高齢分野における身近な相談窓口として、中学校区ごとに地域包	・関係機関対象の研修会・勉強会の開催 ・無料法律相談等相談会 ・中学校区における地域包括支援センターの設置 ・(再掲)支援会議

	<p>括支援センターの設置を進めます。</p> <p>○身近な相談相手として民生委員・児童委員や身近な相談窓口の周知を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)重層的支援会議
②	<p>○ひきこもり等支援の届いていない人などに対し、民生委員・児童委員等からの情報に基づき、アウトリーチ型の支援や継続的な支援に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチによる相談支援 ・(再掲)ひきこもり支援のプラットフォームづくり
③	<p>○ひきこもり等支援の届いていない人などに対し、社会とのつながりをつくるために、就労体験やボランティア活動の場、居場所など多様な社会参加の場の提供に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参加支援事業
④	<p>○民生委員・児童委員など地域における相談役や各種相談員、専門相談機関、学校等との連携を強化し、一人ももらさない体制、また、専門的な相談に対応できる体制を整備します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)支援会議 ・(再掲)重層的支援会議

■国が推進する重層的支援体制整備事業の全体像



参考資料: 地域共生社会検討会 最終とりまとめ
社会福祉法の改正趣旨・改正概要

基本施策4-2 情報発信・共有の充実

市民が様々なサービスを利用したり地域の現状や課題を把握するためには、正確で適切な情報の入手が必要となります。

福祉や健康等に関する情報を、多様な媒体により、様々な立場の市民に届くようきめ細かな情報提供に努めます。

また、支援者間における情報共有の強化を図り、連携による包括的な支援に努めます。

《現状》

- 公共施設のほか、まちづくりセンターやコンビニなど、市民の身近な場所で福祉についての情報提供を行っています。
- 市役所窓口に、手話通訳者や外国語通訳者を配置し、聴覚に障がいのある人や外国人住民のコミュニケーション支援をしています。
- 市広報紙やホームページ、フェイスブック等のSNSなど多様な媒体を活用して、誰もが見てわかりやすい情報提供に努めています。

《課題》

- 福祉や健康に関する制度やサービス、相談窓口の情報、また正しい知識や理解を深めるための情報などのさらなる提供が必要です。
- 外国人住民のニーズを把握し、適切な言語で情報提供できる体制づくりが必要です。
- 多くの人に情報が届くよう、ホームページやSNSの活用など、対象者に応じた多様な手段による情報発信が必要です。
- 災害時にすべての市民に、必要な情報をもれなく届ける仕組みが必要です。
- 個別ケース会議や地域ケア会議など関係者が集まる場において、支援者間での情報共有は進みつつありますが、さらに様々な場における地域資源等の多様な情報の共有が必要です。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	(再掲) 支援会議の開催回数	0回	6回
	(再掲) 地域ケア会議の開催回数	183回	200回
社協	点訳・翻訳・手話通訳ボランティアグループの人数	51人	80人
	(再掲) 出前講座の回数	6回	12回

**施策：①福祉に関する情報の発信 ②関係機関による情報の共有
③わかりやすくきめ細かな情報提供**

《施策・取組》

■■市民・企業に期待すること■■

- ①普段から福祉サービスなど福祉に関する情報を調べましょう。
- ②地域の課題や情報を共有したり、意見交換が行える場をつくりましょう。
- ③情報の入手に困っている人がいたら、できる範囲で情報を伝えましょう。

■■福祉事業所に期待すること■■

- ①福祉サービス等の情報を発信しましょう。
- ②会議や協議の場への参加等、関係機関との情報共有に取り組みましょう。
- ③事業所の様々な福祉情報について、誰もがわかりやすい方法で伝えましょう。

■■社協が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○制度や事業に関する出前講座の実施や、地域福祉活動の先進事例の提供等を行います。	・出前講座 ・広報紙による情報提供
②	○支援を必要とする人についての関係者会議の実施等、情報共有や関係機関とのネットワークの構築に努めます。	・地域ケア会議や支援会議への参加 ・地域支えあい推進会議への参加
③	○手話、点訳、通訳、翻訳などを必要とする人への情報提供を充実できるように、ボランティアの育成と活動支援に努めます。	・養成講座の開催・支援 ・小・中・高校体験講座

■■市が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○福祉や健康に関する情報を多様な方法により発信します。 ○公共施設やスーパーなど市民が日常的に利用する身近な場やサロン等の集いの場での情報提供に努めます。	・ 広報紙 、ホームページ・SNS等による情報発信 ・出前講座
②	○地域ケア会議、支援会議や重層的支援会議等において、包括的な支援のために必要な関係者が参画し、それぞれが保有する情報等を共有しながら複合的・複雑的な課題の解決を目指します。 ○事業所や団体等、関係機関による協議の場において、地域課題等の共有を図ります。	・支援調整会議 ・地域ケア会議 ・(再掲)支援会議 ・(再掲)重層的支援会議
③	○市役所の窓口到手話通訳者や外国語通訳者を配置し、円滑な情報伝達や行政手続きに努めます。	・手話通訳者および外国語通訳者の窓口配置

1

	<p>○誰もが分かりやすい広報紙の作成や、市ホームページのアクセシビリティの向上に努めます。</p> <p>○複雑的・複合的な課題を持つ相談対応の必要な人に対し、アウトリーチによる情報提供に努めます。</p>	<p>・「やさしい日本語」の普及と活用促進</p>
--	---	---------------------------

基本施策 4-3 福祉サービス提供体制の充実

市民のニーズに応じた福祉サービスを提供することができるよう、制度に基づくサービスの提供に加え、福祉人材や事業所の確保、社会福祉法人の地域での公益的な取組の促進などに取り組みます。

《現状》

- 今後サービスの不足が予想される介護事業等において、サービスを安定的に提供するため、新たに資格を取得するヘルパーと介護支援専門員に対し、研修を受講する際の経済的支援を行うなど、人材の確保・養成に努めています。
- 甲賀圏域の福祉事業者との協働により、福祉の職場説明会等を実施し、福祉人材の確保と定着に努めています。
- 甲賀地域障害児・者サービス調整会議や地域ケア会議などの連絡会議等において、個別ケースや地域課題等について情報共有を図り、新たなサービスの創出等の解決に向けた取組を進めています。

《課題》

- 各福祉分野における人材不足やサービスの供給不足を解消するため、より一層、人材の確保や専門性の向上や、新規事業者の参入の促進に取り組むことが必要です。
- 社会福祉法の改正により社会福祉法人に義務づけられた地域貢献事業として、地域のニーズに即した事業の立ち上げや、施設・設備の提供が求められます。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	社会福祉法人等との連絡会の開催	0回	2回
社協	第一層(市域)地域支えあい推進会議開催回数	1回	2回

1 **施 策**：①福祉人材確保の促進 ②福祉事業所の確保
 2
 3 ③福祉事業所との連携促進 ④社会福祉法人による地域貢献の推進
 4

5 << 施策・取組 >>

6 ■■ 市民・企業に期待すること ■■

- 7 ①福祉の職場に関する情報を入手し、関心を持ち
 8 ちましよう。
 9 ④企業は社会貢献活動に取り組みましよう。

6 ■■ 福祉事業所に期待すること ■■

- 7 ①新たな福祉人材の確保と職員の職場定着に
 8 つながる職場環境の改善に努めましよう。
 9 ②地域のニーズにあったサービスを提供でき
 10 る体制づくりを進めましよう。
 11 ③各種事業所と連携し、個々にあった支援がで
 12 きるように取り組みましよう。
 13 ④専門性やノウハウを活かし、地域貢献活動に
 14 取り組みましよう。

17 ■■ 社協が取り組むこと ■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○サービス提供事業者として人材の確保に努めます。また、職員のスキルアップを図るとともに、必要に応じて、地域福祉のノウハウを伝えます。	・社協職員の地域派遣
②	○制度のはざまなど福祉サービスのニーズを把握し、福祉事業者等による新たな事業の立ち上げや新規事業者の参入の支援に努めます。	・地域や事業所と一緒に取り組みを考えるしくみづくり
③	○市と連携して、多様な事業者によるネットワークづくりを進めます。	・多分野ネットワーク会議の構築 ・第1層地域支えあい推進会議
④	○企業の社会貢献活動や社会福祉法人による地域における公益的な取り組みの推進を図ります。	・地域とつながる取り組み検討 ・フードドライブ事業

1
2

■■市が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○福祉事業者との協働による福祉人材確保事業やキャリアアップにつながる研修機会の提供などを実施し、福祉人材の確保と定着を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材確保事業 ・保育士等登録制度
②	○ニーズに応じた福祉サービスを提供できるよう、計画的に新規事業者の参入を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備等補助金の交付
③	<p>○福祉・保健・医療等におけるサービス事業者の各種調整会議、事業者協議会との連携を強化し、情報の共有や新たなニーズに対応したサービスの創出に努めます。</p> <p>○各種調整会議、事業者協議会との連携により、職員の資質向上に向けた研修の機会づくりに努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児・者サービス調整会議 ・介護保険事業者協議会
④	○市内の社会福祉法人等に対し、国等から求められる新たな取組や地域における制度のはざまのニーズなどの情報提供・共有を行い、地域のニーズに即した新たなサービスの創出等、地域貢献に資する事業の実施を働きかけます。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人等事業者との連絡会 ・推進会議への参画の促進

3

基本施策4-4 地域福祉の推進体制の強化

地域福祉を推進するためには、キーパーソンの存在が不可欠であり、ボランティアコーディネーターや地域支えあい推進員、民生委員・児童委員などとの連携により、地域福祉の推進体制を強化します。

また、庁内の横断的な連携に努めるとともに、市と社会福祉協議会、地域やボランティア、各種団体、企業などあらゆる人・機関が協働し、地域福祉を推進する体制をつくります。

《現状》

- 社会福祉協議会のボランティアコーディネーターが、ボランティアとニーズのマッチングや各種ボランティア養成講座の開催など、コーディネート力を発揮して活動しています。
- 生活支援体制整備事業の第1層（市域）および地域まちづくり協議会（第2層）の地域支えあい推進員により、まちづくり協議会単位での支え合い活動の取り組みが行われています。
- 第2層の地域支えあい推進員の専任配置がすべての地域まちづくり協議会で実現し、情報共有や意見交換を行うため、毎月、地域支えあい推進員連絡会議を開催しています。また、地域まちづくり協議会役員も交えたまちづくり連絡会議も定期的に開催しています。
- 社会福祉協議会では、区・自治会、商工会、工業会、行政をメンバーとして「財源検討部会」を設置し、検討を行っています。

《課題》

- 令和3年度から専任による第2層の地域支えあい推進員の配置が実現した一方、地域まちづくり協議会によって支え合いの取組に温度差が見られるため、地域特性に配慮しながら、取組が前進するよう働きかけ、支援する必要があります。
- 地域支えあい推進会議を組織化ができていない地域について多様な主体による組織化を促し、市や社会福祉協議会の交付金等を活用した地域福祉活動を促進する必要があります。
- 地域福祉を横断的な取組として推進するための庁内連携組織が未設置のほか、推進の中核となる担当部署の体制の充実を図る必要があります。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	市内連携のための推進組織の設置	未	済
社協	まちづくり連絡会議による情報共有の回数	回	42回
	(再掲) フードドライブ事業の協力企業・団体数	13社	25社

1 施 策：①協働による地域福祉の推進 ②庁内連携体制の構築
2
3 ③関係機関・企業等との連携強化 ④関係職員の資質の向上
4

5 << 施策・取組 >>

6 ■■ 市民・企業に期待すること ■■

- 7 ①地域福祉の推進に向けて、協働の取り組みに
8 参加しましょう。
9 ③企業は、市や社会福祉協議会との情報共有
10 や、人材やノウハウなどの資源の活用による
11 地域貢献に努めましょう。

6 ■■ 福祉事業所に期待すること ■■

- 7 ①関係機関と連携・協働し、地域福祉の推進に
8 取り組みましょう。
9 ③地域の多様な団体や機関との関わりを持ち
10 ましょう。
11 ④市等が開催する研修会に参加し、地域へ参画
12 する職員の育成に努めましょう。

15 ■■ 社協が取り組むこと ■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○地域や企業・事業者、市などと横につながるコーディネートを行い、協働による地域福祉の推進に取り組みます。	・第1層および第2層地域 支えあい推進会議
②	○市との連携を強化します。	・市の庁内連携組織への 参加
③	○学校、地域の団体、ボランティア等との連携のほか、企業の社会貢献活動とのさらなる連携により、地域福祉の推進に取り組みます。	・フードドライブ事業 ・財源検討部会
④	○コミュニティソーシャルワーカーとしての資質の向上のため、積極的な研修の受講を促進します。	・職員研修および学習会

18 ■■ 市が取り組むこと ■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○地域まちづくり協議会と区・自治会、NPO、ボランティアなど、それぞれの主体が協働して、様々な地域福祉活動に取り組む体制を構築します。 ○民生委員・児童委員、保護司、健康推進員等の地域の支援者、福祉事業所や関係団体との連携を強化し、見守りや相談・支援体制の充実に努めます。 ○地域と行政のパイプ役として活躍していただけるよう、民生委員・児童委員に対する研修の充実に図り、資質の向上に努めます。	・第1層および第2層地域 支えあい推進会議 ・民生委員・児童委員研 修
②	○庁内の各部署が連携するしくみづくりを進め、分野横断的な情報	・庁内連携を図る推進組

	<p>共有と連携の体制を構築します。</p> <p>○地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉協議会との連携をより一層強化します。</p>	<p>織の設置</p> <p>・社会福祉協議会活動補助金</p>
③	<p>○学校、消防、警察等関係機関との連携を強化し、地域福祉の推進に取り組めます。</p> <p>○企業等が持つ人材やノウハウ等の資源を地域で活かすことができるような取り組みを推進します。</p>	<p>・クラウドファンディングの活用</p>
④	<p>○地域づくりに関わる職員の育成のため、その資質やコーディネート力の向上に向けて、研修に参加します。</p> <p>○地域づくりに関する視点を持つ福祉・医療関係従事者の育成を図り、地域への参画を促進します。</p>	<p>・職員の研修参加</p>